

**県立都市公園の公園施設に係る指定管理者  
の単独指定に関する報告書**

**山口県立都市公園指定管理者選定委員会**

令和7年（2025年）10月21日

山口県土木建築部長 仙石 克洋 様

山口県立都市公園指定管理者選定委員会  
委員長 前田 哲男

### 県立都市公園の公園施設に係る指定管理者の単独指定に関する報告書

県立都市公園の公園施設に係る指定管理者の単独指定について、次のとおり承認するので、山口県立都市公園指定管理者選定委員会設置要綱第2条第3号の規定に基づき報告します。

なお、報告に当たり、委員から今後とも公園施設の効率的・経済的な管理運営に努められるよう期待する旨の意見があつたことを申し添えます。

#### 1 結果

10月21日（火）開催の第2回選定委員会において、下記の公園施設に係る指定管理者について、下記団体提出の事業計画書等を審査したところ、当該団体が指定管理者として適任であることを認めたので、山口県立都市公園条例第15条第7項の規定により単独指定する旨を承認する。

記

指定管理者を単独指定する県立都市公園（公園施設）及び団体

県立都市公園名	団体名
(1) 片添ヶ浜海浜公園	周防大島町
(2) 萩ウェルネスパーク	萩市

次に掲げる理由により、以下の2つの県立都市公園については、公募によらない指定を行う特別な事情があり、単独指定とする。

指定管理者としては、地元自治体が適任である。

(ア) 共通理由

地元自治体における効率的かつ主体的な運営を通じて、県が求める水準以上のサービスを既に提供していること。

(イ) 個別理由

以下に示す各公園に特有の事情から、地元自治体による管理が効率的な管理、公園施設の機能発揮につながること。

公園名	団体名	理由
片添ヶ浜海浜公園	周防大島町	片添ヶ浜海浜公園には、町施設である温泉施設、テニスコート、グラウンドといった施設が隣接しており、一体的に管理することで効率的な運営が可能となるとともに、町の観光交流施策を推進することで各施設を有機的に連動することが可能であり、観光交流拠点として当公園の設置目的を果たし、公園施設の効用を最大限発揮できる。
萩ウェルネスパーク	萩市	萩広域生活圏の県民の健康維持・増進を目的に整備された公園であることから、市が実施する健康増進等の各種施策との連携が不可欠である。